

実習の実施について

- 1 「職務の理解」、「振り返り」においては、施設の見学等の実習を活用することができるものとする。また、効果的な研修を行うため、必要があると考えられる場合は、他科目においても実習を活用することができるものとする。
- 2 実習の種類は、「介護実習」、「訪問介護サービス同行訪問」及び「現場見学」のいずれかとし、下記の実習先一覧で実施するものとする。
 なお、生活援助従事者研修の「8 こころとからだのしくみと生活支援技術」の移動・移乗に関する実習先も原則下記の実習先一覧で実施するものとする。
- 3 実習施設は、原則として、研修事業指定申請時点で開設から1年以上経過していること。
- 4 実習指導者が確保されていること。
- 5 実習指導者は、介護、看護又は相談援助等の実務経験が1年以上あり、かつ当該事業所での勤務年数が1年以上の者で、介護福祉士や看護師等の有資格者が望ましい。

<初任者研修及び生活援助従事者研修 実習先一覧>

介護保険法上の指定事業者	障害者総合支援法上の指定事業所
<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム） ・特定施設入居者生活介護の指定を受けた 有料老人ホーム ・特定施設入居者生活介護の指定を受けた 経費老人ホーム ・訪問介護 ・訪問看護 ・訪問入浴 ・訪問リハビリテーション ・通所介護 ・通所リハビリテーション ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・複合型サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設 ・共同生活援助 ・短期入所 ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援 ・生活介護 ・療養介護